

消防だより



きさポン

令和6年3月
編集・発行/木更津市消防署 波岡分署
担当 吉原・村串・松野
〒292-0816 木更津市下烏田813-1
TEL/FAX 0438-36-3125
e-mail:sho-nami@city.kisarazu.lg.jp

全国から駆けつける「緊急消防援助隊」

緊急消防援助隊とは？

- ・大規模災害や特殊災害が発生した場合は、被災地の消防機関だけでは対応できないことがあります。そんなとき、被災地からの要請や消防庁長官の指示を受け、各都道府県の消防本部や航空隊が空や陸から応援に駆けつけます。この応援部隊こそ、「緊急消防援助隊」です。

緊急消防援助隊ロゴマーク



緊急消防援助隊はなぜ創設されたか？

- ・平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害時に人命救助活動等をより効果的かつ迅速に出来るよう、平成7年6月に創設されました。

本市の緊急消防援助隊及び過去の出動実績

- ・本市では、消火小隊3隊、救助小隊1隊、救急小隊1隊、後方支援小隊1隊、特殊災害小隊1隊の計7隊を緊急消防援助隊として登録しています。

消火小隊

木更津水槽1



富来田水槽1



金田水槽1



救助小隊

木更津救助1



後方支援小隊

特殊災害小隊

木更津救助2



救急小隊

富来田救急1



本市の出動実績は過去に2件あり下記のとおりです。

- ・平成23年3月 東日本大震災：岩手県陸前高田市（消火小隊・後方支援小隊派遣）
福島県南相馬市（救急小隊・後方支援小隊派遣）
- ・平成27年9月 関東・東北豪雨：茨城県常総市（消火小隊・後方支援小隊派遣）

緊急消防援助隊の出動までの流れ

- ・被災地の市区町村長が都道府県知事を通じて消防庁長官へ応援要請すると、消防庁長官は、都道府県知事へ要請します。要請を受けた都道府県知事は、速やかに県内の消防本部へ出動するように伝えます。もう一つは、消防庁長官による要請です。

消防団員募集（消防団には地域の皆さん之力が必要です）

消防団は消防職員とは異なり、普段は他に仕事を持っている市民によって構成されており、平常時では火災予防啓発活動、応急手当普及啓発活動を行い、火災や大規模災害発生時等の非常時は、自宅や職場から現場へ駆けつけ、消火活動・救助活動・後方支援活動を行う非常勤特別職の地方公務員です。

市民の安心・安全を確保するためには、地域の皆さんの力が必要です。地域の安心・安全の守り手として木更津市に在住、在勤または在学する18歳以上で、健康な方の入団を心よりお待ちしております。

基本分団

- ・木更津市に在住、在勤または在学する18歳以上で
健康な方であること

機能別分団女性部

- ・木更津市に在住、在勤または在学する18歳以上の
健康な女性の方であること
- ・防災に興味がある方であること
- ・団員としての訓練及び消防団活動に参加できる方で
あること



機能別分団学生部

- ・木更津市内に在住または在学する18歳以上の大学・専門学校等の学生の方で心身ともに健康であること
- ・保護者の同意が得られること
- ・地域防災に興味がある方で、1年以上消防団活動に参加できる方であること

機能別分団大規模災害部

- ・木更津市に在住、在勤の元消防職員または元消防団員の方であること



連絡先 0438-23-9184（木更津市消防本部 警防課 消防団係宛て）

映像通報システムが運用開始されます

ちば消防共同指令センターでは、令和6年5月から119番通報者のスマートフォンを利用した映像通報システムの運用を開始します。

■ 映像通報システムとは

119番通報者が撮影した通報現場の状況及び通報者の位置情報をちば消防共同指令センターに伝送し視覚的に現場のより詳細な情報を把握することができるシステムです。

また、119番通報者に対して心肺蘇生法などの応急手当の動画を送信し口頭指導に役立てます。

■ 主なメリットとしては

- ・通報者が伝えにくい現場の状況を知ることができます。
- ・視覚的なコミュニケーションを通じた口頭指導を行うことにより救命率の向上が期待できます。
- ・位置情報を取得することにより、高精度で場所を特定することができます。

■ お願い

119番通報の際に指令センター員が必要と判断した場合は、映像通報を依頼する場合があります。

なお、映像通報に伴う通信料は通報者負担となりますので、ご理解のうえご協力をお願いします。